

## 職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

記

### 1 被処分者

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部  
奥多野消防分署（ハラスメント発生当時）  
係長・消防司令補 / 44歳 / 男性

### 2 事案の概要

被処分者は、令和7年1月から6月にかけて、同所属の部下職員に対して、不適切な指導や人格を否定する発言を繰り返すなどの非違行為（パワー・ハラスメント）を行い、部下職員に精神的苦痛を与えたもの。

### 3 処分内容(発令日)

減給10分の1 3か月（令和8年2月6日）

### 4 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

### 5 管理監督者の処分

奥多野消防分署長 文書厳重注意  
奥多野消防分署課長補佐 文書厳重注意

### 6 消防長コメント

このたびの消防職員による不祥事により、住民の皆様の消防行政への信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

住民の安心・安全を守るべき消防職員として、不祥事の再発防止に全職員が一丸となって取り組み、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

### お問い合わせ先

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合  
消防本部総務課  
群馬県藤岡市藤岡 982  
連絡先 0274-22-4838